

## いわき市介護保険条例の一部を改正する条例

いわき市介護保険条例（平成12年いわき市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度分の保険料の減免の特例）

第11条 市長は、第21条第1項の規定にかかわらず、令和7年度分の市町村民税が課されていない者であった第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、政令附則第25条の規定により令和8年度分の本市の市民税が課されている者とみなされたものの状況を勘案して特に必要があると認めるときは、当該者に係る同年度分の保険料に限り、当該保険料を減免することができる。

2 前項の規定による減免については、同項の規定により減免すべき事由があることが明らかであると市長が認めるときは、第21条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による申請を要しない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。